

災害時に備えて！地域で支え合える仕組みづくりを！



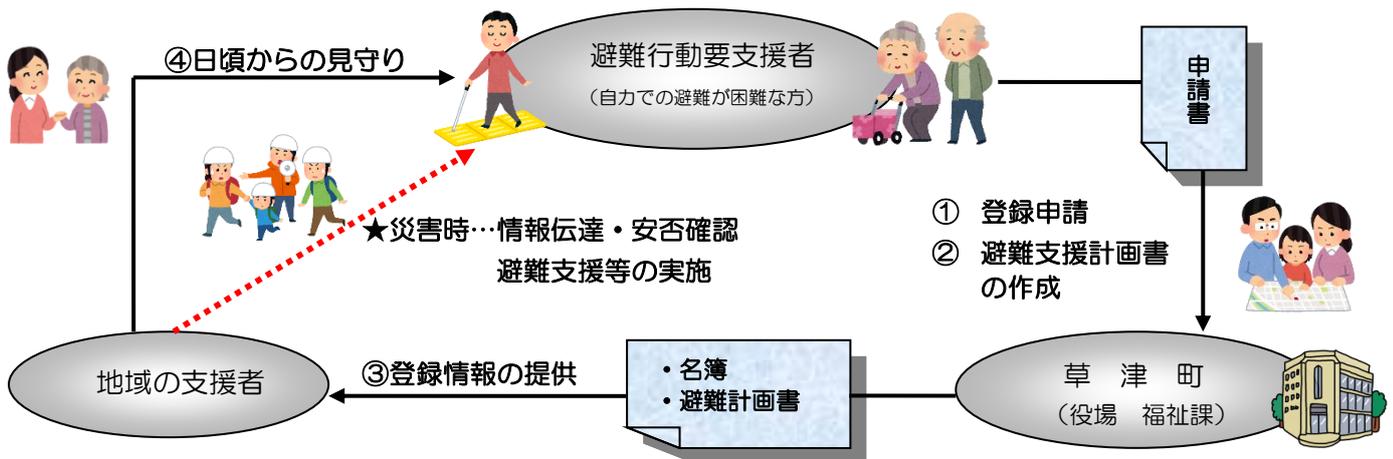
避難行動要支援者支援制度のご案内

草津町では、災害時に自ら避難することが難しい方（「避難行動要支援者」といいます。）が、避難支援等を可能な限り地域で受けられる仕組みづくりを目指しています。



1. 避難行動要支援者支援制度とは

災害時に備えて、地域における避難支援計画書（避難経路・避難方法・避難支援者の検討など）を作成していただきます。そして、その情報を日頃から地域で共有することで、災害時の情報伝達・安否確認・避難誘導等に役立てます。



2. 避難行動要支援者支援制度の対象者

災害時に自ら避難することが困難な方で、次のいずれかに該当し、在宅で生活されている方を対象としております。

高齢者	ひとり暮らし高齢者	町の「ひとり暮らし高齢者調査」で該当となった方
	要介護認定者	要介護認定を受けている方
	高齢者のみの世帯構成者	65歳以上の高齢者のみの世帯構成で申し出をした方
障害者	身体障害者	身体障害者手帳（1・2級）の交付を受けている方
	知的障害者	療育手帳の交付（A・B判定）を受けている方
	精神障害者	精神障害者福祉手帳の交付を受けている方
その他	その他必要と認められる者	民生委員・主任児童委員が要支援者として認めた方
		妊婦・乳幼児など、上記に準ずる者として町長が認めた方

3. 申請の方法

役場 福祉課にて、申請書および避難計画書をご記入いただきます。

ご担当のケアマネージャーさんや地区の区長・民生児童委員さん等を通じて福祉課にご連絡いただいても構いません。

4. 個人情報の提供に関する同意について

地域の支援者や避難支援等関係者（消防・警察・区長・民生児童委員等）に登録情報を提供し、日頃の見守りや災害時の支援に活用していただきます。そのため、申請の際には「支援に必要な個人情報を提供してもよい」という本人の同意が必要となります。

5. よくある質問



Q1. 地域の支援者とは？

A1. 避難行動要支援者に対し、災害時に情報を伝えたり、一緒に避難したりするなどの支援を行っていただく方です。（あらかじめ地域の支援者の同意を得てください。）

Q2. 登録したら災害時に必ず誰かが助けに来てくれるの？



A2. 支援者も被災している可能性があります。
本制度に登録されても、災害時の状況により、必ずしも支援を受けられるとは限りません。また、支援される方が責任を負うものでもありません。
常日頃から防災意識を持ち、積極的に地域の方々とコミュニケーションをとるよう心がけましょう。

6. 地域の皆様へお願い



災害時、行政機関や消防団などが行う公的支援には限界がございます。
この制度は、平常時から避難行動要支援者を地域の中で見守り、災害時には地域住民と一緒に避難し支援を行うという共助の精神に基づく活動です。
地域の皆様にはこのような趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い致します。

※最新の情報を把握するため、
年に一回、登録内容の更新を行います。

【お問い合わせ】 草津町役場 福祉課
☎ 0279-88-7189